

証明窓口で とれる証明は

Q

証明窓口で扱っている証明はどんなものがありますか。
また、手数料はそれぞれいくらですか。

A

証明・閲覧をご希望の方は、市民税課市税証明係、駿河税務センター又は清水市税事務所証明・原付登録窓口までお越しください。なお、一部の証明は、各支所・市民サービスコーナーでも申請できます。

※支所・市民サービスコーナーは「P74～75」参照

各支所、市民サービスコーナーで申請できる証明

＜証明・閲覧の種類と手数料＞

区 分	内 訳	手数料	備 考
●課税・納税に関する証明	市民税・県民税課税(所得)証明書 納税証明書	300円	1税目1年度分につき
	軽自動車税種別割納税証明書 (継続検査用)	無料	—
●法人等所在証明書		300円	1件につき
◆土地・建物に関する証明	固定資産課税台帳登録事項証明書 評価証明書 公課証明書 資産証明書	300円～	1筆・1棟をもって1件とし、最初の1件を300円。2件目以降1件につき100円加算。
公簿の閲覧	固定資産課税台帳	300円～	1筆・1棟をもって1件とし、最初の1件を300円。2件目以降1件につき100円加算。
	土地・家屋地番順一覧表	300円	1冊につき
◆名寄帳・償却資産課税台帳(写し)の交付		300円	1件につき
地籍図の複写		300円	A3サイズ1枚につき
住宅用家屋証明書		1,300円	1件につき

各支所で申請できる証明等(他の証明等でも支所で申請できるものがあります。)

市税の証明は だれでもとれるの

Q

証明書の交付申請や台帳の閲覧などはだれでも申請できるのでしょうか。

A

証明窓口で扱っている市税に関する証明や固定資産課税台帳の閲覧などは個人情報を含んでおり、慎重に取り扱う必要があることから、申請できるのは原則として次の人に限られます。

●証明などの申請のできる人

- ・本人(相続人、成年後見人を含む。)
- ・本人の委任状、代理人選任届を持参した人
- ・同一世帯の親族で本人からの依頼があったと認められる人
- ・法律で認められている人

交付申請手続きには、必ず、運転免許証・写真付きのマイナンバーカードなど官公署が発行した写真付きの証明書を持参してください。

また、委任状は委任者本人から委任を受けた内容が明確にわかる委任状をご用意ください。

※申請窓口などは「P33」参照

ご質問にお答えします。

29

市税に関する証明書の コンビニ交付について

Q

税の証明はコンビニでも取れるのですか？

A

「課税(所得)証明書」と「納税証明書(市県民税)」は、マイナンバーカードを使って、コンビニでもお取りいただけます。

＜利用できる方＞

静岡市で課税されており、その後も継続して静岡市に住民票がある方。

※市県民税の申告をしていない方は、事前に市民税課又は清水市税事務所での申告が必要です。申告がない場合、コンビニでの発行はできません。

詳しくは、静岡市HP(証明書コンビニ交付サービスのご案内)をご確認ください。

静岡市HP▶

